

市営住宅一時入居申込要領

1. 概要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就業先から解雇されたり、止むを得ず廃業等となった場合には、居住している社員寮や賃貸住宅等からの退去を余儀なくされる場合が想定されることから、そうした住居の確保が困難な状況にある方の居住の安定を図るため、一時的に市営住宅を提供します。

2. 対象者

下記の①～④の全てに該当される方が入居の対象となります。

- ① 市内に住所がある方。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響に起因し、解雇または廃業等となった方。
- ③ 現に居住している社員寮や賃貸住宅等からの退去を余儀なくされている方。
- ④ 暴力団員ではない方。

例) 就業先から解雇され、元就業先から社員寮からの退去を要請されている

廃業により収入が無くなり、家賃が払えず大家から賃貸契約を解除された 等

- ▶ 「住所がある」とは、住民票上の住所を言います。
- ▶ 解雇または廃業等となったことを証明する書類を提出していただきます。
- ▶ 賃貸住宅等からの退去を要請されている旨の確認書類を提出していただく場合があります。
- ▶ 通常の市営住宅への入居と異なり、世帯構成や所得額、連帯保証人の確保は問いません。

3. 提供住戸

市営住宅の空き住戸の内、下記の5戸となります。

市営住宅名	戸数	間取り(全て和室)	付帯設備
東洋住宅	2戸	3DK(6畳+6畳+4.5畳+DK)	照明・洋式トイレ・浴槽・洗面台
三楽園住宅	3戸	3DK(6畳+6畳+4.5畳+DK)	照明・洋式トイレ・浴槽・洗面台

- ▶ 付帯設備以外の設備等はありませんので、その他家財道具等をご自身でご用意ください。
- ▶ 駐車場は各住戸1台分付属します(2台目以降はご自身で確保してください)。

4. 提供期間・使用料等

提供期間は原則入居許可から6ヵ月以内です(入居期間を遵守する旨を誓約いただきます)。

家賃・駐車場使用料・敷金については免除としますが、光熱水費・共益費、引越し費用や家財道具準備等に係る費用は、入居者ご自身の負担となります。

退去の際の修繕費用については、入居者の過失・故意による棄損箇所を除き、請求しません。

5. 入居申込・入居決定

入居者は、申込書類が整った方の申込先着順で決定します。入居を希望される方は、詳細をご説明しますので、住宅政策課までご相談ください。

なお、入居が決定次第、鍵をお渡ししますが、電気・水道・ガスの契約については、入居者の方で事業者毎に直接手続きしていただくことになります。

【申込書類】

- ① 市営住宅一時入居申請書 ⇒ 住宅政策課に相談があった方にのみお渡しします。
- ② 住民票(謄本) ⇒ 入居される世帯全員分が必要です。
- ③ 解雇通知、賃貸契約解除通知 等